

江田島市教育委員会会議録

平成 30 年 5 月 21 日（月）平成 30 年第 5 回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会 3 階会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10 時 00 分
閉会	午前	10 時 58 分

2 出席者（4名）

教育長	御堂岡 健
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	柳川 政憲
委員	今井 絵里子

3 欠席者（1名）

委員	樋上 美由紀
----	--------

4 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	畠 藤 邦 子
生涯学習課長兼江田島図書館長兼 能美図書館長	間 可 健 治
西能美学校給食共同調理場総括場長	福 岡 洋
大柿自然環境体験学習交流館長	西 原 直 久

5 事務局

学校教育課 専門員	濱岡 晶子
--------------	-------

6 傍聴人

なし

7 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第 8 号 平成 31 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

- (4) 議案第 9 号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- (5) 承認第 10 号 教育委員会の附属機関の委員の委嘱について
- (6) 承認第 11 号 教育委員会の附属機関の委員の委嘱について
- (7) 承認第 12 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (8) その他

8 議事の概要

○ 教育長

ただいまから、第 5 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

なお、樋上委員から、欠席の報告を受けておりますことを、お知らせします。

ただ今の出席者は 4 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

審議に入る前に、議案書の 11 ページの承認第 10 号から 15 ページの承認第 12 号までの 3 件については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

承認第 10 号と承認第 11 号、承認第 12 号の 3 件については公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第 10 号と承認第 11 号の「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」及び承認第 12 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第 1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

「教育長報告」

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、柳川委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第3、議案第8号「平成31年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今上程されました議案第8号「平成31年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」でございます。

議案書、3ページをお開きください。

提案理由でございます。

平成31年度に市立学校で使用する教科用図書の採択に関しまして、基本方針を定める必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○ 学校教育課長

ただ今上程されました議案第8号「平成31年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

資料の4ページをご覧ください。

「1 採択基本方針(1)採択の基本 教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。」としております。学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、また後ほど説明いたします。

「その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。」として、観点を示しております。

ア 小学校用教科用図書(「特別の教科 道徳」を除く)及び中学校用教科用図書(「特

別の教科「道徳」)について

- (ア) 基礎・基本の定着
- (イ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (ウ) 内容の構成・配列・分量
- (エ) 内容の表現・表記
- (オ) 言語活動の充実

イ 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

これらの観点はこれまでと変更はありません。続いて、

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

教科書発行者と関係を有する者ということですが、具体的に申し上げますと、採択に関与する方々の3親等以内に教科書発行者と関係する方がいないかということです。教育委員の皆様方も含め、今後確認を行い、採択を行ってまいります。

続いて、

(3) 開かれた採択の推進

ア 次の事項について、採択後、遅滞なく公表する。

公表するものとして4点あげています。

- (ア) 採択結果
- (イ) 採択理由
- (ウ) 教科用図書の研究のために作成した資料
- (エ) 教育委員会の会議の議事録

イ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する、としております。

5ページをお開きください。次に、

「2 方法、組織及び手続き 江田島市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続きによって、採択を行う。」としております。

(1) 小学校用教科用図書(「特別の教科「道徳」を除く)及び中学校用教科用図書(「特別の教科「道徳」)について

アとイがございます。

ア 採択は、文部科学省「小学校用教科書目録(平成31年度使用)」に登載された教

科書のうちから行う。

また、中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（平成31年度使用）」に登載された教科書のうちから行う。

イ 江田島市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続きを確立する。

(ア) 選定委員会において、こちらもこれまで通りでございます。

- ・江田島市教育委員会が定めた方針に基づき、調査員に教科用図書を調査する観点等を示す。

- ・地域の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。

- ・今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、江田島市教育委員会に答申する。としています。

(イ) 調査員においては

- ・選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査研究を行い、報告する。

- ・その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、すべての教科用図書の特徴について意見を付す。

- ・専門的な調査研究を行うことから、調査員は校長及び教員等とする。

- ・採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

- ・小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）については、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用するなど適切に採択を行う。としております。

(2) 小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）及び中学校用教科用図書について（「特別の教科 道徳」を除く）

原則、平成29年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する、としております。

(3) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について

こちらはアとイの二つで示させていただいております。

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「平成31年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を江田島市教育委員会に提出する。としております。

この基本方針に基づいて、平成31年度に使用する教科用図書の採択を進めてまいりたいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

学校教育課からは以上です。

○ 教育長

ご質疑を受けたいと思います。

○ 三島委員

小学校は「特別な教科 道徳」を除くとあり、中学校は「特別な教科 道徳」とありますが、違いをお願いします。

○ 学校教育課長

今年の採択につきまして、簡単に申し上げますと小学校は各教科の教科用図書です。道徳につきましては、去年採択をしていただいておりますので、それ以外の教科用図書となります。中学校は道徳のみの採択となります。来年度、中学校は各教科の採択と行なうこととなります。

小学校の教科用図書と中学校の道徳、これについて採択を行っていただくこととなります。

○ 教育長

今までも一年ずつ、ずれていきますね。

○ 学校教育課長

去年から採択が続いています。道徳の採択を去年から行っているためでございます。

○ 教育長

道徳が入ってきたので、複雑な話になったのですね。次からは一緒の予定ですね。

小学校の採択があり、次の年に中学校の採択、という形ですね。

○ 学校教育課長

今回の小学校の教科用図書の内容については、中身はほとんど変わっていません。基本方針にもかかわれているように、原則、同一の教科書を採択するというのはそのためでございます。来年度も同様に、中学校はほとんど変わっていない状況での採択となります。次の年には、学習指導要領の改定によって教科用図書の内容が大きく変わるので、今度は本格的な採択が小学校、中学校と続きます。今年を含め、3年は教科用図書の採択年度となっております。

- 教育長
今年、マイナーチェンジですね。中学校は道徳が導入されたため、採択されるということですね。小学校は英語も採択がありますか？
- 学校教育課長
今年度はございません。
- 教育長
採択の基本方針については、オープンにされますか？
- 学校教育課長
はい。すぐに公表いたします。本日議決をいただきましたら、直ちにホームページで公表いたします。
- 教育長
それでは、本件の審議をおわります。採決に移ります。
承認第8号「平成31年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」をは、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)
- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認されました。
- 教育長
日程第4、議案第9号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。
事務局から、説明をお願いします。
- 教育次長
ただ今上程されました議案第9号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について」でございます。
議案書、7ページをお開きください。
提案理由でございます。
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2

条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、生涯学習課長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○ 生涯学習課長

ただ今上程されました議案第9号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について」説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書、8ページに改正条文を、9ページに新旧対照表を、10ページに参考資料を添付しております。それでは、参考資料によりまして御説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

1, 改正の趣旨でございます。本条例は児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたもので、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）に準じたものとなっております。基準省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、2, 改正の方針でございます。今回の基準省令の改正に係る基準は、市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準とされているものであり、本市に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を市の基準とします。

次に、3, 改正内容でございます。主な改正点は2点でございます。1点目は放課後児童支援員の基礎資格に係る規定の明確化でございます。「学校の教諭となる資格を有する者」を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いが不明確であったことから、有効な教員免許状を取得した者を対象とすることを明確化するため、「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に規定を改めます。

2点目は放課後児童支援員の資格要件の拡大でございます。放課後児童支援員の基礎資格に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を加えます。

次に、4, 施行期日でございます。公布の日としております。

8ページをご覧ください。附則としてこの条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑を受けたいと思います。

- 三島委員
新しく加わった第10号に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって」とありますが、最初はどうなりますか？従事するためには、最初はどう関わっていけばよいのですか？
- 生涯学習課長
最初は、無資格の方でもできるように、市長が特別に認めて可能とする場合、つまり第9号で「高校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」とあり、この規程をもって任用という場合が多いようです。
- 三島委員
県知事の主催する講習を受けなければいけない、とあった気がしますが。
- 生涯学習課長
研修に行ってもらおうよう、お願いしています。
- 今井委員
支援員というのは、児童クラブの全員のことでですか？特定の方のことでですか？全員に、資格が必要なのですか？
- 生涯学習課長
支援員とは全員のことで。ほとんどが第9号により、高等学校卒業者等で、放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事した、それに近い経験があるということで採用しています。
- 今井委員
そうなるとなかなか、人員募集が大変ではないですか？
- 生涯学習課長
第9号で「高等学校卒業者等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」とあり、経験の判断は採用時に考慮し、柔軟な対応をしています。
- 柳川委員
支援員は傾向として増えていますか？減っていますか？

○ 生涯学習課長

減っています。公募を続けており、先日一人応募があり、採用したところでございます。

○ 教育長

この度の改正は、今まで条件が厳格で、資格要件のため人材が集まらないので、拡大解釈をして採用している実態があったので、今回、もう少し緩やかに明確化しようというものです。分かりやすい方向にした改正であると思います。ただ、誰でもよいということになるとそれも課題があるので、ある程度、要件を緩和した、というところですね。

募集の仕方、緩和されたことが分かるようにしたら、人員も確保がしやすいかもしれません。

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第9号「江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第5、承認第10号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第6、承認第11号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第7、承認第12号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は平成 30 年 6 月 18 日 (月) 午前 10 時から大古小学校で開催します。
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員